

専決第 2 号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 3 1 年 3 月 2 4 日

四万十町長 中尾 博憲

- 1 相 手 方 住所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 事件の概要 十和村と相手方との間で平成 10 年 8 月 11 日に交わした土地交換契約の後、分筆登記までは行ったが、当時の担当者が事故で不在となり、町への所有権移転登記の事務引継ぎが行われなかったため、相手方からの申し出があるまでの間、当該土地に係る固定資産税が相手方に課されていた。その後、直ちに所有権移転登記を行ったが、平成 30 年 5 月 8 日に相手方から固定資産税の過払い分の返還要望があったため、遅延損害金と合わせて賠償するもの。
- 3 損害賠償額 金 7, 5 6 8 円
内訳（固定資産税相当額 4, 413 円、遅延損害金 3, 155 円）